

平成26年(ワ)第194号 損害賠償等請求事件

本訴原告(反訴被告) 豊田 泰史

本訴被告(反訴原告) 吉田 益夫

尋問事項回答書

平成26年10月8日

和歌山地方裁判所民事部ハ2係 御 中

本訴被告(反訴原告) 吉田 益夫



平成26年9月9日付本訴原告が提出した証拠申出書の別紙尋問事項書について下記の通り回答する。

1. 原告尋問事項(1)

被告は和ネットの管理人であり、和ネット掲示板の記事等を削除する権限があることについて(被告回答)

被告は和ネットの管理者であるが、和ネット掲示板の記事については、削除・編集を行えるが、投稿はパスワード登録なしでは書き込めず、投稿者も登録したパスワードを使って、自分の投稿した記事について、削除・編集を行える。投稿者に著作権があるため、投稿された記事についての削除・編集に関しては、投稿者に優先権がある。

このことを、すでに原告側は別訴訟で知っている。あえて尋問事項としているのは、裁判の円滑審理の妨害等の悪意があるものと判断されても仕方がない。

2. 原告尋問事項(2)

被告は、被告が懲戒請求の対象であると主張する原告からの連絡文書について、それが違法でないことを認識していたことについて

(被告回答)

内容証明の通知書を受領した時点で、すでに原告らが特定したと主張する投稿者()氏)と主張が激しく対立していたため、違法性については、管理者である被告には、判断不可能であった。

当初から、原告側と原告らが特定したと主張する投稿者とは、激しい主張の対立があったのは、明白であり、当事者間の問題を関係のない第三者である被告にいわれのない主張で巻き込んだものと被告が判断するのは当然である。

3. 原告尋問事項(3)

被告は、訴外()による和ネット掲示板への書き込みが違法であることを認識していたことについて

(被告回答)

()氏は、自分のブログ投稿(通知書を受領した時点では、()氏は、被告の運営するサイトに投稿したかどうかは明確にしていなかった)については、違法性がないと主張を行っており、現在、書類送検された和歌山地方検察庁においても、起訴、不起訴の判断も出ていない。よって、被告が違法性を判断することは不可能である。

これも、原告には容易に判断できる話である。それを棚に上げて、第三者を巻き込んでいるのは、原告が責任転嫁を行っていると被告に判断されるのも当然である。

4. 原告尋問事項(4)

被告が、原告の業務を妨害する意図で、和歌山弁護士会に懲戒請求を行ったことについて

(被告回答)

両者の主張に激しい対立がある以上、被告は管理者として司法判断を仰ぐしか解決策がない。それについては平成26年2月28日付回答書に理由を説明し、原告らに送付を行っている。解決のためには、刑事、民事どちらかで司法判断が必要だが、そのどちらについても、被告は第三者なので行動を起こせない。投稿削除すると、投稿と発信者情報が一体となっているため、発信者情報が消失するために、原告が和歌山地方検察庁に提出したと主張する告訴状による捜査に対して捜査妨害になるため投稿削除は行えない。このような事態の打開のため、原告らが被告に

内容証明で送付した通知書と原告らが訴外 氏に内容証明で送付した通知書の写しを持って和歌山県警和歌山西署生活安全課に相談に行き、その相談の結果、回答期限までに、訴外 氏と原告らの依頼人である(有)銀徳 代表取締役 吉村公俊氏との間で話し合いを行い、和解(示談)ができなければ、事態を動かすには、原告らに対して和歌山弁護士会に懲戒請求しかないという判断をするに至った。回答日までに、 氏と吉村公俊氏との間の、話し合いについては、代理人である原告らが拒否しているということで、実現もせず、回答日となり、懲戒請求を出さざる得なくなったのである。

その懲戒請求の提出の結果として、事態が動き、依頼人である、(有)銀徳及び代表取締役の吉村公俊氏の平成26年仮処分申立、和歌山地裁の仮処分決定、仮処分の執行で、被告の弁護士懲戒請求で指摘していた問題が解決したのである。

原告らは自分たちの業務の妨害と主張するが、むしろ原告らは、被告に対して、業務妨害を行っていたと言っても過言ではない。

5. 原告尋問事項(5)

被告が、原告の業務を妨害する意図で、和ネット掲示板に原告に関する記事を掲載したことについて

(被告回答)

被告が投稿した記事については、主に弁護士懲戒請求の提出、審理の記録と裁判の記録である。弁護士懲戒請求の提出、審理の記録は、懲戒請求自体が、弁護士法第五十六条から、第七十一条で規定されている条文に対して、公正に行われているかという、憲法21条(表現の自由)に付随する国民の知る権利に基づいて投稿を行っている。また、裁判の記録については、憲法82条(裁判の公開)の趣旨である裁判を一般に公開して裁判が公正に行われていることを確認するためというのが目的である。これも国民の知る権利に基づいている。それに加えて、被告の運営しているサイトでは、利用者の混乱が生じたため、それに対応を行うために弁護士懲戒請求の記録と裁判の記録は、公開が必要であった。もちろん、利用者にも知る権利は存在する。

原告の尋問事項は邪推であるのは明確である。

6. 原告尋問事項(6)

被告にとって、和ネット掲示板の記事を削除した上で発信者情報を保存することは容易であったことについて

(被告回答)

和ネット掲示板では、投稿と発信者情報が一体となっているため、投稿削除を行い、次に発信者情報を保管することは、データ上できない。あくまでも、投稿削除する場合は、投稿自体を保存しないと発信者情報も保存できない。そのため、管理上の問題があるため、投稿削除に際して、投稿を再び戻す可能性がある場合は依頼者からの要請で、別メディアに有料(保管料をとって)で、保存を行い、別管理を行っている。当事者同士の話し合いで、投稿の復活が必要な場合は復活にかかる技術料を当事者より頂いて、復活を行う体制をとっている。

しかし、原告からは、この依頼はない。

原告は、被告に対して経済的損失を強制しようとしていると判断されても仕方のない尋問事項である。

7. 原告尋問事項(7)

被告は、名誉毀損行為によって精神的苦痛を受ける第三者よりも、違法表現の方が大切だと考えていることについて

(被告回答)

和ネットは、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会が作成したプロバイダ責任制限法ガイドラインをベースに、運営されている。

プロバイダ責任制限法ガイドラインは、公共の福祉に関して適切な対応と健全な利用を推進する目的と趣旨で作られている側面もあり、被告は、憲法第12条による憲法が国民に保障する自由及び権利を維持するための不断の努力を行っているのである。

原告のはこのガイドラインの目的、趣旨に無知なため、このような邪推を行っているとは断定せざるを得ない。

8. 原告尋問事項(8)

その他本件に関連する一切の事項

(被告回答)

尋問事項書には、具体的な尋問事項がないため、回答不可能である。

以 上